

新分野進出に係る建設工事入札参加登録資格審査の
再評価に関する特例要領

(目的)

第1 この要領は、建設事業者の他業種への転換を促進することを目的とし、建設事業者の総合評点及び等級の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第2 この要領が対象とする建設事業者は、建設業を主たる事業とする法人又は個人であって宮城県内に本社(店)を有する者とする。

2 「新分野事業」とは、建設業以外の分野の事業(風俗上の風俗営業、性風俗関連特殊営業等公序良俗に反するものを除く。)をいう。

3 「新分野事業への進出」とは、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程(以下「登録規程」という。)に規定する参加資格を承認された日の属する年度を含め過去5会計年度内に次のいずれにも該当することをいう。

(1) 建設業者が新分野事業を営むこと又は建設業者が単独又は共同で宮城県内に本社(店)を有する新分野事業を営む法人を設立すること。

(2) 事業認定、補助金交付決定、又は公的融資(以下「交付決定等」という。)を受けたこと又は新分野事業への進出に要する経費として概ね300万円以上の支出を行ったこと。

(新分野進出に関する特例)

第3 新分野事業への進出を行った建設事業者が、新分野事業への進出を行った日の属する年度の初日から起算して3年未満の期間については、登録規程第5条の2に基づき算定した総合評点に15%に相当する点数(その点数に少数部分があるときは、これを切り捨てた点数)を加算し、新分野に進出した日の属する年度の初日から起算して3年以上5年未満の期間については、登録規程5条の2に基づき算定した総合評点に10%に相当する点数(その点数に少数部分があるときは、これを切り捨てた点数)を加算して格付することができる。

(特例の申請)

第4 第3の規定による特例は、当該建設事業者から適用を希望する旨の申出に基づき適用するものとする。

2 交付決定等を受け、既に受けている総合評点及び等級の変更に係る再評価の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は次に掲げる書類を添えて、新分野進出による再評価申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書(別法人の場合は新規事業を行う法人の登記事項証明書)

(2) 交付決定等の通知書等の写し

3 交付決定等によらない者については、前項第1号及び第2号に掲げるもののほか次の

書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 新分野進出を証明する書類(株主総会又は取締役会の議事録等の写し)

(再評価)

第5 第4の規定により申請書の提出を受けた場合県は、その内容の審査を行い、適格と認めるときは参加資格の総合評点を加算して再評価を行い、当該建設事業者に対し登録規程第5条に基づく建設工事参加登録通知書を交付するものとする。

(認定)

第6 建設事業者が新分野事業への進出を行った場合で、第3の規程による特例の適用を希望しないときは、申請書を知事に提出しなければならない。この場合は、第4第2項ないし第3項を準用する。

2 前項の規定の申請に基づき申請書の提出を受けた場合県は、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、その旨を当該建設事業者对新分野認定書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更の届け出等)

第7 第5又は第6第2項の規定による通知を受けている建設事業者が、新分野事業を廃止した場合は速やかに新分野事業廃止届(様式第4号)により、その旨を知事に届けなければならない。

2 県が建設事業者が新分野事業を廃止したと認めるときは、特例による加点を取り消し、再度格付を見直して通知するものとする。

3 第3の規定の適用を受けている事業者が、申請年度以降の特例の適用を受ける場合は、別に指定する日までに事業継続確認書(様式第5号)の提出を行うものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。